



トラブルを未然に防ぐために――

にしわき消費生活通信

令和7年度の相談件数は265件で前年度に比べて7件減少しました。年齢別では、70歳代の方からの相談が59件と最も多く、次いで60歳代の方からの相談が51件となっています。

特に通信販売に関する相談は全体の約3割を占めており、インターネット経由の定期購入に関するトラブルが後を絶ちません。

▶事例

「お試し実質無料」「初回限定50%オフ」といった化粧品や健康食品などのウェブ広告を見て、商品をお試し感覚で注文したつもりが、複数回の商品購入が条件となる「定期購入契約」を結んでしまった。

▶必ず確認すること

① 1回限りの購入かどうか

No.248

相談内容からみるトラブル傾向

「定期縛りなし」「無期限」などの表示があれば、2回目以降も商品は届きます。

② 2回目からの価格

初回と2回目以降は違うことがあります。

③ 解約の方法

通信販売にクーリング・オフはありません。注文前に解約や返品の条件を確認しましょう。

①～③の内容について、事業者は最終確認画面で明確に表示しなければなりません。困った時はすぐに消費生活センターに相談しましょう。

西脇市消費生活センター

☎22-3111 FAX22-3515

月～金曜日の午前10時～午後5時
(祝日・年末年始除く)